

介護医療院 重要事項説明書

力田病院すずがみね介護医療院の概要は次の通りです

事業者名	医療法人社団 玉章会	
代表者	理事長 中本 恵代	
施設名	力田病院すずがみね介護医療院	
所在地	広島市西区鈴が峰町 14 番 20 号	
電話番号	(082) 277-2101	
指定年月日	令和2年4月1日	
指定番号	34B0200036	
入所定員	60 人	
主な診療科目	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・整形外科・リハビリテーション科	
職員の概要 職員配置比率	介護医療院	
	管理者	1 人 (力田病院と兼務)
	医師	1 人以上
	薬剤師 (非常勤含)	1 人 (力田病院と兼務)
	看護職員	10 人以上
	介護職員	12 人以上 (内介護福祉士 10 人以上)
	理学療法士	1 人以上
	作業療法士	1 人以上
	言語聴覚士	1 人以上
	介護支援専門員	1 人
	管理栄養士	1 人 (力田病院と兼務)
	放射線技師	1 人 (力田病院と兼務)
	夜勤職員 (常勤)	3 人 (看護職員 1 人) (介護職員 2 人)

設備の概要	敷地	1 0 9 9 . 8 5 m ²	
	建物構造	構造	鉄筋コンクリート
		延べ床面積	5 0 3 5 . 4 4 1 m ²
	居室	1 5 室 各 4 人部屋	
	設備	食堂	6 9 . 2 m ²
		機能訓練室	1 0 5 . 3 m ²
		一般浴室	6 m ²
		特別浴室	6 m ²
		デイルーム	6 9 . 2 m ²

非常災害対策	消防・災害訓練の実施 BCP研修・訓練の実施	年2回	
	近隣との連携	病変時には、同一敷地内の力田病院で対応します。 特に重篤な場合には、連携病院の広島赤十字病院に搬送し治療を行います。	
		防火扉	16カ所 甲種シャッター3カ所
		非常階段・室内消火栓	3カ所
		自動火災報知装置	42カ所
		誘導灯	16カ所
		消火器	6台
		非常通報装置・漏電火災報知機・ガス漏れ感知器・非常用電源	あり

力田病院すずがみね介護医療院が入所者に提供するサービス概要は次の通りです。

1. 提供するサービス内容

入所者に提供するサービスの内容は、介護医療院です。

「介護医療院サービス」とは介護医療院（療養の機能を持つ施設）に入所していただき、療養上の管理、看護、医学的な介護その他のお世話、機能訓練や医療を行うサービスを言います。

2. 提供するスタッフ

医 師	入所者の御身体の診療、診察、治療を行います。
薬 剤 師	医師の処方箋により、調剤と服薬指導を行います。
放 射 線 技 師	医師の指示により、放射線撮影を行い、映像の提供をします。
看 護 職 員	入所者の治療上、療養上のお世話を担当します。
介護福祉士・介護職員	入所者のお身体の状態に沿った介護を担当します。
理学療法士・言語聴覚士	入所者の行う機能訓練の指導を担当します。
管 理 栄 養 士	入所者の献立作りや栄養管理、調理の指導を担当します。
介 護 支 援 専 門 員	入所者の施設における介護の計画「介護施設サービス計画」を作成を担当します。

3. 提供するサービスの概況

「業務取り扱い方針」

入所者の御身体の状況を踏まえ、介護支援専門員は「施設サービス計画」を作成して、サービスを提供し、概ね6ヶ月で見直しをしながら、居宅における生活への復帰を目指し、介護保険サービスを提供します。又、サービス提供記録は求めに応じ、何時でも開示します。

4. 運営業務特記事項

「個人情報」

※従業者は、業務上知り得た入所者及びご家族の秘密を保持します。

※従業者であった者に、業務上知り得た入所者及びご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるために、全従業者より誓約書の提供を義務付けています。

「身体的拘束その他行動制限」

※事業者は、入所者又は、他の入所者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により入所者の行動を制限しません。

※事業者が、前項により入所者の行動を制限する場合には、事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。なお、サービス提供記録にその内容を記載します。

「感染防止対策」

※以下の場合面会制限します。

施設内（入所者）において、新型コロナウイルス、インフルエンザまたは、ノロウイルス・食中毒の発症者が出現又は、広島市保健センターより警報が発令された場合は、面会を制限します。その他の事由については、当施設感染委員会の指示に依ります。

5. ご利用者の負担金

介護保険サービスの負担金は、介護保険負担割合証に記載された割合となっています。

居住費は多床室の場合 437円／日、食費は1445円／日が基準額です。ただし、前年度の所得や貯蓄金額等により市町村の減額が受けられることがあります。

6. 食事のメニューについて

管理栄養士が、嗜好調査を行い、各入所者に適した食事の提供を行います。希望事項がありましたら、看護師にお申し付けください。入所者の摂取可能な選択メニューも、考慮に入れ管理栄養士が対応します。

7. サービス利用上の注意事項

①、できるだけ入所者の希望にあった施設サービス計画を作成し、これに従ってサービスを提供するようになりますが、施設サービスなどに不満がある場合には、遠慮なくお申し出ください。

苦情対応相談 師長 (082) 277-2101

※苦情相談は、国保連合会介護保険課 (082) 554-0783、西区健康長寿課 (082) 294-6585、

社会福祉協議会サービス運営適正化委員会 (082) 254-3419、他、地域包括支援センターなどでも受け付けています。

苦情箱設置 病院1階待合ホール

②、当施設においては他の入所者、患者様が居られます。それらの方の迷惑にならないように次の事項に留意して下さい。強制退院等の措置を取らせていただく場合があります。

来訪・面会	面会時間は、9時～20時です。分からぬことがございましたら、職員にお気軽に尋ねください。
外出・外泊	外出・外泊には、医師の許可が必要ですので、お申し出下さい。
器具の使用	施設内の居室等の設備は、本来の使用方法に従ってご使用ください。
喫煙・飲酒	敷地内は禁煙です。飲酒は禁止です。
迷惑行為	他の入所者の迷惑になる行為はやめて下さい。 また、他の部屋にみだりに出入りしないで下さい。
所持品管理	備え付けのタンスをご利用ください
金銭管理	当施設では、金銭のお預かりはしていません。各自で管理をお願いします。
宗教・政治活動	施設内でほかの入所者及び、職員に対する宗教活動や、政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はご遠慮下さい。また、面会時の連れ込みも禁止しています。
その他	施設内では、職員の指示に従い、快適な生活を送るべくご協力下さい。

③退所を希望される方は、早めに担当介護支援専門員又は、職員にお申し出下さい。

退所後の生活指導を行います。

※特記事項 当施設におきましては、事業計画及び、財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしています。

上記のとおり説明いたします。

令和 年 月 日

(事業所)

所在地 広島市西区鈴が峰町14-20
事業者名 医療法人社団 玉章会 力田病院
代表者名 理事長 中本 恭代
施設名 力田病院すゞがみね介護医療院
説明者名

上記の内容について説明を受け、同意いたしました。

また、この文書（契約書の別紙）が契約書の別紙（一部）となることについても同意いたしました。

上記契約を証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名捺印の上、それぞれ1通ずつ保管します。

(利用者) 氏名 _____ 印

(代理人) ご住所

氏名 _____ 印
(続柄) _____)

(成年後見人) ご住所

氏名 _____ 印